平成 24 年度指定介護予防支援事業所実地指導の結果について

1 実施目的

地域包括支援センター(以下「センター」という。)が指定介護予防支援事業所として実施する事業について、介護保険法第 23 条に基づき、指定基準遵守状況、介護報酬請求状況、介護予防ケアマネジメント実施状況等を実地で確認し、必要に応じ指導することにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

2 実施日程等

実施期間: 平成 24 年 10 月 9 日(火)~平成 24 年 11 月 26 日(月)

実施方法: 実地指導

指導対象:計16センター

- ・新設事業所(5ケ所)
- ·前年度実地指導における指摘事項の改善状況を現地で確認する必要がある事業所 (11 ヶ所)

3 実施方法

実地指導の実施方法

介護予防サービス計画等を事前に提出いただき、それをもとに介護予防ケアマネジメントの実施状況について確認するとともに、当日、ケアマネジメントに係る自己評価表に基づきヒアリングを行った。

上記に加え、運営規程や掲示物等の現地確認、委託している介護予防サービス計画等の抽出 を行い、運営基準全般の遵守状況について確認した。

	指導項目			
1 基本方針	サービス事業所を公平中立に選定しているか			
2 人員に関する基準	人員基準を遵守しているか			
3 運営に関する基準	管理者としての責務を果たしているか			
	運営規程は変更部分を訂正しているか			
	必要な掲示はされているか			

	業務上の守秘義務や個人情報の取扱いは適切か
	利用者が正当な理由なしに要支援の程度を増進させたり、不
	正な行為によって保険給付を受けたりしているのを確認した場
	合、遅滞なく市に通知しているか
	要支援認定の申請に係る援助を行っているか
	利用者等からの苦情に適切に対応しているか
4 介護予防ケアマネジメント の実施状況	ケアマネジメント業務を適切に実施しているか
	委託した居宅介護支援事業者に対し、ケアマネジメント業務を
	適切に実施させているか
5 介護報酬の算定	給付管理を適正に実施しているか
	介護報酬を適正に算定しているか

4 実施結果

(1)総括

- ・「新設事業所」については、一部センターにおいて介護報酬算定及び介護予防ケアマネジ メントについて不十分な点が確認され、改善を指導した。うち1ヶ所については、来年度も 継続して実地指導が必要と判断した。
- ・「前年度実地指導における指摘事項の改善状況を現地で確認する必要がある事業所」に ついては、前年度指摘事項は概ね改善されているか、改善に向けた取り組みが実施され ていた。全体としては、文書により改善状況が確認できれば、来年度も継続した実地指導 が必要な事業所はないと判断した。

(2) 実地指導の結果

センター全体の指導結果は下記のとおりであった。

	新設事業所	前年度指摘事項改善	
指導結果		状況を確認する必要	内容
	(%)	がある事業所(%)	
指摘はあるが来年度は	4 か所	11か所	モニタリングの不備等指摘事項はあるものの、概
指導の必要なし			ね改善されたか、或いは今後改善の見込み。
			文書により改善状況が確認されれば、次年
			度は実地指導を実施する必要なし。
来年度も継続して指導	1 か所		介護予防支援費及び介護予防サービス費の算
の必要あり			定誤り、介護予防がママネジメントに関する認識不
			足が確認されたため改善を指導。新規事業
			所でもあり次年度も実地指導を行い改善状
			況を確認する必要あり。

(3) 各指導項目の実施状況

(基本方針)

・サービス事業所の選定に当たっては、サービス事業所のパンフレットや冊子、地域包括支援センター独自の一覧を用いて、利用者に複数の事業所を紹介した上で選択してもらっており、公平性及び中立性は確保されていた。

(人員に関する基準)

・特に問題はなかった。

(運営に関する基準)

・一部センターにおいて、人員の変更等を運営規程に反映していない事例や、料金表を平成24年4 月報酬改定後の基準に修正していない事例、必要な掲示物が掲示されていない事例等が確認され、 改善を指導した。なお、業務上の守秘義務や個人情報の取扱いについては、問題はなかった。

(介護予防ケアマネジメントの実施状況)

- ・運営基準上求められているケアマネジメント業務に係る一連の手続については、概ね適切に行われていたが、一部センターにおいて、3ヶ月に 1 回の居宅訪問(モニタリング)を実施していないなどの事例が確認され、改善を指導した。
- ・指定居宅介護支援事業者に委託したケアマネジメント業務について、各センターは委託業務実施状況を概ね適切に把握していたが、一部に委託事業者への指導が不十分な事例が確認され、改善を 指導した。

(介護報酬の算定)

・概ね適正に行っているが、初回加算を誤って2回算定したり、短期入所と同月の居宅サービスを利用した場合の日割り計算を誤るなど「一部算定誤り」が確認され、改善及び過誤調整を指導した。

5 今後の対応

実地指導を実施した16事業所に対して指導結果を通知し、改善を要する事項については、文書により改善状況を報告するよう求める。